

平成31年度 東京都マンション耐震化促進事業の概要

1. 補助対象

- (1) 耐火建築物または準耐火建築物、かつ地階を除く階数が3階以上の分譲マンション（1,000㎡未満も対象）
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの
- (3) 耐震改修助成、建替え及び除却助成は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- (4) 耐震改修助成は、 I_s 値が0.6相当以上となるよう計画されたもの、または平成33年（2021年）3月31日までに、 I_s 値が0.6相当以上となる耐震改修実施計画の一部を実施するもの
- (5) 東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の事業対象建築物は除く。

2. 都補助の内容

(1) 耐震アドバイザー派遣事業

(補助対象事業費)

- ・ 1回50,000円以内
- ・ 1マンション10回以内
- ・ 構造専門・建築計画・設計専門及び設備専門の建築士、マンション管理士、再開発プランナー、弁護士、ファイナンシャルプランナーが助成対象

(費用負担のモデルケース)

補助率2/3（間接補助の場合）

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	-------------	-------------

補助率10/10（直接事業の場合）

国 1/2	都 1/4	区市町村 1/4	
----------	----------	-------------	--

(2) 耐震診断助成事業

(補助対象事業費)

- 1,000㎡以下の部分 3,600円/㎡以内
- 1,000㎡超2,000㎡以下の部分 1,540円/㎡以内
- 2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡以内

※設計図書の復元、第三者機関の判定等（通常の耐震診断に要する費用以外）の費用を要する場合は、1,540,000円を上限として補助対象事業費に加算することができる。

※過半が住宅用途の複合マンションの場合、要する費用全額を補助対象事業費とする。

(費用負担のモデルケース)

補助率2/3

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	-------------	-------------

(3) 耐震改修助成事業

① 耐震改修計画作成費、耐震改修設計費

(補助対象事業費)

2,000円/㎡以内

※過半が住宅用途の複合マンションの場合、要する費用全体を補助対象事業費とする。

② 耐震改修工事費及び建替え・除却工事費

(補助対象事業費)

49,300円/㎡以内（特殊工法は82,300円/㎡以内）

ただし、延べ面積1,000㎡未満の場合は、33,500円/㎡以内

※過半が住宅用途の複合マンションの場合、要する費用全体を補助対象事業費とする。

※建替え・除却は、耐震改修に要する費用相当分かつ各々に要する費用以内とする。

(費用負担のモデルケース)

補助率2/3

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	-------------	-------------

(費用負担のモデルケース)

補助率1/3（延べ面積1,000㎡以上の場合）

国 1/6	都 1/12	区市町村 1/12	自己負担 2/3
----------	-----------	--------------	-------------

補助率23%（延べ面積1,000㎡未満の場合）

国 11.5%	都 5.75%	区市町村 5.75%	自己負担 77%
------------	------------	---------------	-------------